

平成 29 年北海道告示第 219 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道中川郡美深町字辺浜地内の 87,800 m²の土地を起業地とする「美深町チョウザメ養殖研究施設建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、美深町が、30 年以上にわたり観賞育成してきたチョウザメを魚肉とキャビアの生産を目指し、町の産業としての取組とするため、恒常的にふ化、育成ができるよう、未だ解明されていないチョウザメの生態を研究し、ふ化や養殖技術を獲得して生産能力をあげるための養殖研究施設を建設するものである。

本事業は、町の産業化を目指す研究事業であり、行政主導によって研究を推進するための施設であることから、法第 3 条第 31 号に規定する「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、「第 5 次美深町総合計画」及び「美深町まち・ひと・しごと総合戦略」に掲載され、平成 27 年度から必要な予算措置を講じて事業を進めていることから、十分な意思と能力を有すると認められることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、まち・ひと・しごと創生法第 4 条の規定により策定された「美深町まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき実施する事業である。

現在、町においては、基幹産業の振興を図るため、農林業・商工業の担い手の推進を図り、確保を支援する取り組みを行い、徐々に成果を上げている現状もあるが、さらに、新たな産業の創設による雇用の場の確保を図って、定住人口の拡大を進めるため、これまでの歴史的な経過を踏まえて地域資源を活用したチョウザメで産業の確立を図ることが必要となった。

本件事業の完成により、自然産卵やふ化、育成促進、商品の研究開発を一連に研究することができ、学生への学習の場の提供や、町内における宿泊や飲食、購買等消費行動が期待できることから、公共の利益は大きいと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

収用を見込む農地は、低地であり湧水も多く、20 年以上も搾乳牛飼料用草地としての使用しか望めず、今後も農地公共土木事業（土地改良事業等）の対象としない、小面積の生産性の低い農地であり、現状の耕作者は、地権者からの賃貸契約により耕作をしているが、本事業によ

る減失を補う草地を既に確保しており、収穫を見込む牧草量に影響がないことから搾乳出荷量に影響はでない。

起業地内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されなかった。

また、起業地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

起業地の選定にあたっては、チョウザメの育成や生態に影響のない良質な水を、豊富に確保できる条件を満たす必要があり、選定条件を満たす土地が他に無いため、合理的と認められる。

また、研究施設や住居棟、水槽等について、研究施設として一体利用する土地に限られており、その面積の積算も妥当である。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

（1）事業を早期に施行する必要性

3の（1）で述べたように、本事業は、まち・ひと・しごと創生法第 4 条の規定により策定された「美深町まち・ひと・しごと総合戦略」に掲載されており、平成 31 年までの実施計画の中に施設の建設が明示されていることから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（2）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3の（3）で述べたように、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。